

(1) 協議会の規約(案)のポイント

項目	内容	条文
①協議会の名称	(仮称) 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会	第1条
②目的	<ul style="list-style-type: none"> ・堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かし、歴史的なまちなみを再生すること ・歴史的なまちなみを将来に引き継ぐこと ・以上により、地域に対する住民の愛着と誇りを育み、地域の新たな魅力とにぎわいを創出すること 	第3条
③事業内容	②の目的を達成するために必要な以下の事業 (1) 研究会、勉強会等の開催 (2) 広報・啓発活動等 (3) 講演会、シンポジウム等の開催 (4) 他団体との交流 (5) その他目的達成に必要な事業	第4条
④対象区域	(1) 北半町東 (2) 北半町西 (3) 北旅籠町東1丁、2丁 (4) 北旅籠町西1丁、2丁、3丁 (5) 桜之町東1丁、2丁 (6) 桜之町西1丁、2丁、3丁 (7) 綾之町東1丁、2丁 (8) 綾之町西1丁、2丁、3丁 (9) 錦之町東1丁、2丁 (10) 錦之町西1丁、2丁、3丁 (11) 柳之町東1丁、2丁 (12) 柳之町西1丁、2丁、3丁 (13) 九間町東1丁、2丁、3丁 (14) 九間町西1丁、2丁、3丁 (15) 神明町東1丁、2丁、3丁 (16) 宿屋町東1丁、2丁、3丁	第5条
⑤会員	目的に賛同する者で、 (1) 事業地区内の居住者、事業者、土地・建物所有者 (2) 会長の承認を得た者(地区外も可)	第7条
⑥役員・任務 (総会で選出)	(1) 会長【1名】 ⇒協議会の代表、統轄 (2) 副会長【2名】 ⇒会長の補佐、会長の代理 (3) 事務局長【1名】 ⇒協議会の事務の統括 (4) 事務局長補佐【1名】 ⇒事務局長の補佐 (5) 会計【1名】 ⇒会計	第8条 第10条

	(6) 分科会代表【各 1 名】 ⇒分科会の代表、統括 ※ただし、分科会は当面設置しない。	
⑦役員の任期	2年（再任可）	第10条
⑧顧問等（任意）	顧問、相談役 ※会長が委嘱	第8条、第9条
⑨会議の種類・開催 回数・議長・構成 ・審議事項	(1) 総会 【回数】年1回、臨時 【議長】会長 【構成】会員のうち出席者 【審議事項】事業計画・実績、予算・決算、役員の 選任、規約改正 など (2) 分科会 ※必要に応じて設置。 【回数】随時 【議長】分科会代表 【構成】会員 【審議事項】役員会から求められた研究事項など (3) 役員会 【回数】随時 【議長】会長 【構成】役員（会長、副会長、事務局長、会計、 分科会代表） 【審議事項】協議会の運営 など	第11条 第12条 第13条 第14条
⑩会計	・収入は、協議会補助金、寄付金など ・会計年度は、4/1～翌年3/31 ・会計監査（若干名）は、役員会で選出し、総会で承認 を得る。	第15条

(2) (仮称) 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、「(仮称) 堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協議会の事務所は、第5条に規定する対象区域内におく。

(目的)

第3条 本協議会は、堺市と協働で、堺環濠都市北部地区の歴史・文化資源を活かして歴史的なまちなみを再生し、これを将来に引き継ぐことにより、地域に対する住民の愛着と誇りを育むとともに、地域の新たな魅力とにぎわいを創出することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、勉強会等の開催
- (2) 広報・啓発活動等
- (3) 講演会、シンポジウム等の開催
- (4) 他団体との交流
- (5) その他目的達成に必要な事業

(対象区域)

第5条 第4条に規定する事業を実施する対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 北半町東
- (2) 北半町西
- (3) 北旅籠町東1丁、2丁
- (4) 北旅籠町西1丁、2丁、3丁
- (5) 桜之町東1丁、2丁
- (6) 桜之町西1丁、2丁、3丁
- (7) 綾之町東1丁、2丁
- (8) 綾之町西1丁、2丁、3丁
- (9) 錦之町東1丁、2丁
- (10) 錦之町西1丁、2丁、3丁
- (11) 柳之町東1丁、2丁
- (12) 柳之町西1丁、2丁、3丁
- (13) 九間町東1丁、2丁、3丁
- (14) 九間町西1丁、2丁、3丁
- (15) 神明町東1丁、2丁、3丁
- (16) 宿屋町東1丁、2丁、3丁

(会員)

第 6 条 本協議会の会員は、第 3 条に規定する目的に賛同する者で、事業地区内の居住者、事業者及び土地・建物所有者並びに会長の承認を得た者とする。

(役員)

第 7 条 本協議会に役員会及び次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局長補佐 1 名
- (5) 会計 1 名
- (6) 分科会代表 各 1 名

2 本協議会に顧問、相談役をおくことができる。

(役員を選任)

第 8 条 会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計、各分科会代表は総会において選出する。

2 顧問、相談役は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はこれに代わる。
- (3) 事務局長は、協議会の事務を統轄する。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
- (5) 会計は、会計を統轄する。
- (6) 各分科会代表は、それぞれの分科会を代表し、統轄する。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 11 条 協議会には総会、役員会を置く。

2 専門事項を調査、審議するため、本会議に、分科会を置くことができる。

(総会)

第 12 条 定時総会は年 1 回開催し、臨時総会は必要に応じ開催することができる。

2 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は次の事項について審議し、出席者の過半をもって決議する。

- (1) 事業の計画・実績
- (2) 予算・決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他

(分科会)

第 13 条 分科会は、第 7 条に規定する会員で構成し、各代表が必要と認められた時に開催する。

2 分科会は各代表が招集し、代表が議長となる。

3 分科会は、役員会によって求められた研究・協議事項等について調査及び審議し、役員会に報告する。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 役員会は、第 8 条に定める役員で構成する。

3 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

4 役員会は、次の事項について審議する。

(1) 協議会の運営に関すること

(2) その他会長が必要と認める事項等

(会計)

第 15 条 本協議会の会計は、協議会補助金、寄付金、その他の収入を充てる。

2 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 本協議会に会計監査若干名を置く。会計監査は役員会にて選出し、総会で承認を得る。

附則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。